

【琴浦町障がい者活躍推進計画】

機関名	鳥取県琴浦町
任命権者	琴浦町長 小松弘明
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
琴浦町における障がい者雇用に関する課題	<p>琴浦町においては、令和2年度に向けての採用活動で、正規職員及び会計年度任用職員募集において、障がい者対象の試験を行うなど積極的な採用活動を行っているところである。</p> <p>今後も採用後の労働環境等障がい者雇用に係る実態を把握し、諸課題への対応を適切に行うことが必要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】 （令和4年6月1日時点）2.60%以上</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.55%</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等）を整備し、琴浦町障がい者地域生活支援センター等関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p> <p>〔サポート体制イメージ〕</p>
(2) 人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、鳥取労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習の受講を推進する。</p> <p>○障害者が配属されている部署の職員を中心に、鳥取労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。</p>

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○面談等の機会を通じて、現に勤務する障がい者等の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○新規に採用した障がい者については面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4) その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○本人が希望する場合には、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。